

第 8 期 越 谷 市 障 が い 福 祉 計 画

第 4 期 越 谷 市 障 が い 児 福 祉 計 画

(概 要)

令和 8 年 7 月

越 谷 市

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

- ・ 障害者総合支援法や本計画の策定にあたり国から示された基本指針、また、本市の障がい福祉施策の基本的な事項を定めた「第 6 次越谷市障がい者計画」等を踏まえ策定する。

2. 計画の位置づけ

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第 8 期越谷市障がい福祉計画」及び「第 4 期越谷市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定するもの。
- ・ 本市の障がい者等の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする「第 6 次越谷市障がい者計画」に掲載されている障がい福祉施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する事項を定める。
- ・ 策定にあたっては、「第 6 次越谷市障がい者計画」と整合を図ったものとする。

3. 計画の期間

- ・ 国の基本指針に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする。

4. 基本理念

- ・ 「第 6 次越谷市障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏襲する。

5. 国の基本指針について

国の基本指針で掲げられている基本的事項を抜粋

1 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい者の社会参加を支える取組定着

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保証
- (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障がいの状態にある者及び難病患者に対する支援体制の充実
- (6) 高次脳機能障がい者に対する支援
- (7) 依存症対策の推進

3 相談支援に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の充実・強化
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 協議会の活性化

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 重層的な地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・インクルージョンの推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援等の提供体制の確保
- (6) 障がい児支援における人材育成の推進

5 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

- (1) 障がい福祉人材の確保・定着
- (2) 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

第2章 計画の成果目標

⇒ 別添1のとおり

第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策

⇒ 別添2のとおり

第4章 計画の実現に向けて

資料編